

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合）</p> <p>37の10-2</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;"> 分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額（※1）(a) — 分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額（※1）(b) 純資産移転割合 = <u>分割法人の資産の帳簿価額（※2）(c)</u> — <u>分割法人の負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額（※2）(d)</u> </p> <p>※1。なお、算式の分子の金額（a-b）が、算式の分母の金額（c-d）を超える場合（算式の分母の金額（c-d）が零に満たない場合を除く。）には、<u>算式の分母の金額（c-d）となる。</u></p> <p>※2。なお、当該終了の時から当該分割型分割の直前の時までの間に<u>資本金等の額又は法人税法第2条第18号に規定する利益積立金額（以下37の10-3までにおいて「利益積立金額」という。）（法人税法施行令第9条第1号及び第6号《利益積立金額》に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額となる。</u></p> <p>.</p>	<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合）</p> <p>37の10-2</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;"> 分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額（※1） — 分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額（※1） 純資産移転割合 = <u>分割法人の資産の帳簿価額（※2）</u> — <u>分割法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額（※2）</u> </p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>ロ</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....</p> <p>(3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合)</p> <p>37の10-2の2</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>純資産移 = $\frac{\text{完全子法人の株式の帳簿価額}(\ast 1)}{\text{現物分配法人の資産} - \text{現物分配法人の負債(新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。)} \text{の帳簿価額}(\ast 2)}$</p> <p>転割合 $\frac{\text{(a)}}{\text{(b)}}$</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>ロ</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....</p> <p>(3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合)</p> <p>37の10-2の2</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>純資産移 = $\frac{\text{完全子法人の株式の帳簿価額}(\ast 1)}{\text{現物分配法人の資産} - \text{現物分配法人の負債(新株予約権に係る義務を含む。)} \text{の帳簿価額}(\ast 2)}$</p> <p>転割合 $\frac{\text{現物分配法人の資産} - \text{現物分配法人の負債(新株予約権に係る義務を含む。)} \text{の帳簿価額}(\ast 2)}{\text{現物分配法人の資産} - \text{現物分配法人の負債(新株予約権に係る義務を含む。)} \text{の帳簿価額}(\ast 2)}$</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p>37の10—3</p> <p>.....</p> <p>取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × <u>払戻等割合</u></p> <p>④ 「<u>払戻等割合</u>」は、.....</p> <p>(1)</p> <p>イ <u>ロに掲げる場合以外の場合</u> 所得税法令第61条第2項第4号イに規定する割合で、.....</p> <p style="padding-left: 40px;">その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額 又はその法人の解散による残余財産の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額 (法人税法第2条第12号の15に規定する適格現物分配に係る資産にあっては、その交付の直前の帳簿価額) の合計額 (※1)</p> <p><u>払戻等割合</u> = $\frac{\text{その法人の資産の (a) 帳簿価額 (※2) - 株式引受権に係る義務を含む。 (b) 帳簿価額 (※2) (b)}$</p> <p>※1 <u>算式の分子の金額が、算式の分母の金額 (a-b) を超える場合には、算式の分母 (a-b) の金額となる。</u></p> <p>※2 <u>その法人の資本の払戻し等の日の属する事業年度の前事業年度等の終了の時による。なお、当該終了の時から当該資本の払戻し等の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額 (法人税法施行令第9条第1号及び第6号に掲げる金額を除く。) が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額となる。</u></p> <p>ロ <u>資本の払戻しを行った法人が2以上の種類の株式を発行していた法人である場合</u> 所得税法令第61条第2項第4号ロに規定する種類払戻割合で、次により計算した割合 (直前種類資本金額 (資本の払戻しを行った法人の当該資本の払戻し</p>	<p>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p>37の10—3</p> <p>.....</p> <p>取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × <u>払戻し等割合</u></p> <p>④ 「<u>払戻し等割合</u>」は、.....</p> <p>(1)</p> <p>所得税法令第61条第2項第4号に規定する割合で、.....</p> <p style="padding-left: 40px;">その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額 又はその法人の解散による残余財産の分配により交付した金銭等の価額の合計額</p> <p><u>払戻し等割合</u> = $\frac{\text{その法人の資産の 帳簿価額 (※) - その法人の負債 (新株予約権に係る義務を含む。) の帳簿価額 (※)}$</p> <p>※ その法人の資本の払戻し等の日の属する事業年度の前事業年度等の終了の時による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の直前のその種類の株式に係る法人税法施行令第8条第2項《資本金等の額》に規定する種類資本金額をいう。以下この項において同じ。）又は資本の払戻しを行った法人の当該資本の払戻しの直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ)</u></p> $\text{払戻等割合} = \frac{A (\text{※1})}{\left(\begin{array}{l} \text{その法人の} \\ \text{資産の帳簿} \\ \text{価額(※2)} \\ \text{(a)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{その法人の負債(新} \\ \text{株予約権及び株式} \\ \text{引受権に係る義務} \\ \text{を含む。)} \text{の帳簿価} \\ \text{額(※2) (b)} \end{array} \right) \times B (\text{※3})}$ <p>※1 <u>Aは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額が払戻等割合における算式の分母の金額（(a-b)×B）を超える場合には、当該分母の金額（(a-b)×B）となる。</u></p> <p>(イ) <u>その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額のうちその種類の株式に係る部分の金額が明らかな場合 当該金額</u></p> <p>(ロ) <u>(イ)に掲げる場合以外の場合 その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額にその法人の資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに係る各種類の株式に係る法人税法施行令第8条第2項に規定する種類資本金額（当該種類資本金額が零以下である場合には、零）の合計額のうち直前種類資本金額の占める割合（当該合計額が零である場合には、1）を乗じて計算した金額</u></p> <p>※2 <u>その法人の資本の払戻しの日の属する事業年度の前事業年度等の終了の時による。なお、当該終了の時から当該資本の払戻しの直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（法人税法施行令第9条第1号及び第6号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額となる。</u></p> <p>※3 <u>Bは、次により計算した割合となる。</u></p> $B = \frac{\text{直前種類資本金額}}{\text{その法人の資本の払戻しの直前の資本金等の額}}$ <p>(2)</p>	<p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>その投資法人の出資等減少分配により増加する出資総額控除額及び出資剰余金控除額の合計額からその出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した</p> <p><u>払戻等</u> = <u>金額(※1)</u></p> <p><u>割合</u> <u>その投資法人の資産の帳簿価額(※2)(a)</u> - <u>その投資法人の負債の帳簿価額(※2)(b)</u></p> <p>※1 <u>算式の分子の金額が、算式の分母の金額(a-b)を超える場合には、算式の分母の金額(a-b)となる。</u></p> <p>※2 <u>その投資法人の出資等減少分配の日の属する事業年度の前事業年度の終了の時による。なお、当該終了の時から当該出資等減少分配の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額(法人税法施行令第9条第1号に掲げる金額を除く。)が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額となる。</u></p> <p>.....</p> <p>旧株1株当たりの取得価額 = 旧株1株の従前の取得価額 - $\left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{払戻等割合}}{\text{前回の取得価額}} \right]$</p>	<p>.....</p> <p>その投資法人の出資等減少分配により増加する出資総額控除額及び出資剰余金控除額の合計額からその出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した</p> <p><u>払戻し等</u> = <u>金額</u></p> <p><u>割合</u> <u>その投資法人の資産の帳簿価額(※)</u> - <u>その投資法人の負債の帳簿価額(※)</u></p> <p>※ その投資法人の出資等減少分配の日の属する事業年度の前事業年度の終了の時による。</p> <p>.....</p> <p>旧株1株当たりの取得価額 = 旧株1株の従前の取得価額 - $\left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{払戻し等割合}}{\text{前回の取得価額}} \right]$</p>